

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2406)

75歳以上の方および、一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が交付されます。

## 後期高齢者医療被保険者証について

### ◆8月1日から保険証が新しくなります

保険証が届いたら、記載内容を確認してください。窓口での自己負担の割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。

**新保険証**…有効期間8月1日(日)から

**旧保険証**…有効期間7月31日(土)まで

※旧保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

### ◆簡易書留で送付します

新しい保険証は7月9日(金)から順次簡易書留で配達を開始し、7月末までに完了します。保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、

**8月1日(日)まで**…土浦郵便局(城北町)で受け取り

**8月3日(火)から**…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものとはんこを持参してください。

## 後期高齢者医療保険料について

### ◆保険料の計算方法

被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料の上限額は64万円です。

**均等割額** 46,000円

+

**所得割額** (総所得金額等－基礎控除額)×8.50%

### ◆保険料の軽減判定基準と割合

条件を満たす方には、保険料の軽減が適用されます。所得が低い方に対する均等割額の軽減は、下の表のとおりです。また、後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。※所得が低い方に対する軽減の対象となる場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

#### 令和3年度均等割額の軽減

被保険者と世帯主の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	13,800円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[28万5千円×世帯の被保険者数]以下の世帯	5割	23,000円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[52万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割	36,800円

### ◆新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より10分の3以上減少した世帯に対して、後期高齢者医療保険料の免除または減額する特例制度があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

### ◆保険料の納め方

個人ごとに納付していただきます。保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

#### 特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から天引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

#### 特別徴収の徴収月

仮徴収	4月	令和3年2月の徴収額と同じ、もしくは前年度1年間の保険料の6分の1が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和2年中の所得に基づく年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

#### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書で8期に分けて納めてください。

#### 普通徴収の納期限

1期	令和3年8月2日	5期	令和3年11月30日
2期	令和3年8月31日	6期	令和3年12月27日
3期	令和3年9月30日	7期	令和4年1月31日
4期	令和3年11月1日	8期	令和4年2月28日